



2009年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

2級 実技試験

生保顧客資産相談業務

実施日 2010年1月24日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

3月4日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．解答は解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

株式会社X社（以下、X社という）に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさんと長女Cさんの3人暮らしである。X社の場合、定年年齢は満60歳であるが、従業員が希望すれば、同じ職場で働き続けることが可能である。ただし、60歳以後の賃金は60歳到達時の賃金より少なくなる。

Aさんは、最近、自分の公的年金がどのくらい支給されるのか、自分が死亡した場合に公的年金制度からの遺族給付がどのくらい支給されるかなど、将来自分や家族が受給できる公的年金について知りたいと思っている。そこで、Aさんは懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談してみることにした。

なお、Aさんおよび家族に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんおよび家族に関する資料 >

- ・ Aさん 1950（昭和25）年10月17日生まれ 59歳
X社に勤務する会社員（健康保険，厚生年金保険，雇用保険に加入中）
- ・ 妻Bさん 1955（昭和30）年4月25日生まれ 54歳
専業主婦（Aさんの健康保険の被扶養者であり，国民年金に加入中）
現在および将来も，Aさんと生計維持関係にある。
- ・ 長女Cさん 1985（昭和60）年9月28日生まれ 24歳
大学院生（Aさんの健康保険の被扶養者であり，学生納付特例制度の適用を受けている）

< 公的年金加入歴（60歳になるまでの見込みを含む） >

	18歳		60歳
Aさん	厚生年金保険 (408月)		(90月)
	平成15年3月までの (平均標準報酬月額320,000円)		平成15年4月以後の (平均標準報酬月額420,000円)
	20歳		60歳
妻Bさん	厚生年金保険 (96月)	国民年金保険料納付済期間 (384月)	

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが60歳および65歳時に受け取る老齢給付の年金見込額について説明した。下記〈条件〉を基に、Aさんの老齢給付の年金見込額を計算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。

〈条件〉

- ・ Aさんは定年退職後、X社には残らず、再就職等もしないものとする。
- ・ 厚生年金保険の被保険者期間等は、《設例》の公的年金加入歴を参照すること。
- ・ 年金額は、平成21年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づき求めること。
- ・ 計算過程の年金額は円未満を四捨五入し、答の年金額の端数処理は、50円未満は切り捨て、50円以上は100円に切り上げること。
- ・ 計算式にある「 」の部分は、問題の性質上明らかにできないためにそれぞれ数値を伏せてある。

〈Aさんの老齢給付の年金見込額〉

1. Aさんが60歳から受け取る報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の額

$$= (320,000円 \times \frac{7.5}{1000} \times \quad \text{月} + 420,000円 \times \frac{5.769}{1000} \times 90\text{月}) \times 1.031 \times 0.985$$

() 円 (100円未満の端数処理後の金額)

2. Aさんが65歳から受け取る老齢基礎年金および老齢厚生年金の額

・ 老齢基礎年金の額

$$= (\quad) 円 \times \frac{(\quad) \text{月}}{480\text{月}} = \quad \text{円}$$

・ 老齢厚生年金の額

$$= \{ \quad \text{円} + (1,676円 \times \quad \text{月} \times 0.985 - (\quad) 円 \times \frac{(\quad) \text{月}}{480\text{月}}) \} + 396,000円$$

円 (100円未満の端数処理後の金額) + 396,000円

$$= (\quad) 円$$

《問2》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

「Aさんは、特別支給の老齢厚生年金の支給を受けている間に、老齢基礎年金の繰上げ支給を請求できますが、Aさんが引き続きX社に勤務している場合、老齢基礎年金は在職老齢年金の仕組みが適用され、その一部が支給停止となる可能性があります」

「Aさんが定年退職後もX社に勤務し、63歳で退職して厚生年金保険の被保険者でなくなれば、特別支給の老齢厚生年金は退職改定により年金額が改定されます。改定後は、定額部分と報酬比例部分からなる特別支給の老齢厚生年金の額に加給年金額が加算された年金額が支給されます」

「Aさんが、60歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の支給を受けていても、65歳から支給される老齢厚生年金の受給開始年齢を66歳以降に繰り下げることができます」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、現時点でAさんが死亡した場合に公的年金制度から支給される遺族給付等について説明した。MさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選びなさい。

厚生年金保険の被保険者が死亡した場合、一定の要件のもとに遺族に対して国民年金からは遺族基礎年金、厚生年金保険からは遺族厚生年金が支給される。仮に、現時点でAさんが死亡した場合、妻Bさんに対して、遺族基礎年金は支給されないが、遺族厚生年金は支給される。遺族厚生年金の額は、Aさんの老齢厚生年金の報酬比例部分の額の()相当額に、()が加算された額となる。

妻Bさんは、()歳到達時に報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得するが、当該老齢厚生年金か遺族厚生年金かのいずれか1つを選択することになる。また、65歳以降の遺族厚生年金については、妻Bさん自身の老齢厚生年金は全額支給され、その額よりも遺族厚生年金の額が多い場合は、その差額が遺族厚生年金として支給される。

語句群						
60	62	64	2分の1	3分の2	4分の3	経過的寡婦加算額
加給年金額		中高齢寡婦加算額				

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

X社に勤務するAさん（59歳）は，平成22年2月に定年を迎えるが，定年退職後も嘱託社員としてX社で働く予定である。Aさんは，当面の収入について不安を感じることはないが，定年を迎えるにあたり，老後の生活設計について考えるようになった。また，平成22年中に満期を迎える養老保険や平成22年中に支払が開始される個人年金保険の受取方法や課税関係について詳しく知りたいと思っている。そこで，Aさんは，懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

なお，Aさんが現在加入している生命保険に関する資料は，以下のとおりである。

< Aさんが現在加入している生命保険に関する資料 >

養老保険

契約年月日 : 平成元年4月1日

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

保険期間・保険料払込満了年齢 : 60歳

満期保険金額 : 10,000千円

正味払込済保険料総額 : 7,400千円（保険期間満了時）

個人年金保険（10年確定年金・個人年金保険料税制適格特約付加）

契約年月日 : 平成2年7月1日

契約者（＝保険料負担者）・被保険者・年金受取人 : Aさん

保険料払込満了年齢・年金支払開始年齢 : 60歳

月払保険料（口座振替） : 20,000円

基本年金額 : 1,000千円

正味払込済保険料総額 : 4,800千円（年金開始時）

増加年金および増額年金，配当金等の他の条件は考慮しないものとする。

終身保険（65歳払込満了）

契約年月日 : 平成3年2月1日

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

死亡保険金額 : 10,000千円（主契約のみ）

月払保険料（口座振替） : 15,200円

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問4》 Aさんは平成22年中に《設例》の養老保険の満期保険金を受け取る。Aさんの平成22年分の所得税の計算において、総所得金額に算入される当該満期保険金に係る一時所得の金額を求めなさい。計算過程を示し、答は千円単位とすること。

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現在加入している個人年金保険の内容等について説明をした。MさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選びなさい。なお、下記文章において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

) Aさんが確定年金として年金額を毎年受け取る場合、生命保険会社が支払う年金額からその年金額に対応する払込保険料を控除した額(以下、当該金額という)が年間250千円以上になるため、当該金額の()%の額が所得税として源泉徴収される。また、Aさんの場合、確定年金として支払を受ける年金額から必要経費を控除した金額が200千円を超えるため、所得税の確定申告をする義務が生じる。

) Aさんが加入している個人年金保険は、年金支払開始の際に所定の範囲内で確定年金から保証期間付終身年金に年金の種類を変更することができる。10年確定年金から10年保証期間付終身年金に変更した場合、通常、10年確定年金に比べ毎年の年金額は、()。なお、年金支払開始の際に年金種類を保証期間付終身年金に変更した後、保証期間中に保証期間部分の残りの年金額を一括して受け取った場合、その一時金は()に該当し、所得税および住民税の課税対象となる。

) 仮に、Aさんが確定年金の受取期間中に死亡し、残余期間の年金額を毎年妻Bさんが受け取る場合、妻Bさんは確定年金に係る年金受給権を相続により取得することになる。当該年金受給権は、()により評価される。

語句群							
5	10	15	20	少なくなる	多くなる	雑所得	一時所得
配当所得	生命保険契約に関する権利の評価			定期金に関する権利の評価			

《問6》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

「公的年金や給与収入など、生活資金等に困らないだけの収入が確保できれば、養老保険の満期保険金を受け取らず、保険会社に据置金として預け入れてください。保険会社に据置金として預け入れた場合、当該満期保険金は平成22年分の所得とはならず、所得税および住民税が課されることはありません」

「継続雇用後の賃金月額が60歳到達時の賃金月額の75%未満となる場合、所定の手続により、雇用保険から高年齢雇用継続基本給付金が支給されますが、Aさんのように個人年金保険の年金額の支払を受ける場合には、当該給付金の一部が支給停止となります」

「Aさんが加入している終身保険は、死亡保障だけでなく、確定年金の支給が満了となる70歳以降の資金需要に対応できる貯蓄性も兼ね備えています。予定利率が現在よりも高いことも考慮すれば、終身保険は継続加入の方向でご検討ください」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（45歳）は、株式会社X社（以下、X社という）の創業者社長である。X社は、Aさんが35歳のときに設立した会社であり、近年は事業も軌道に乗り、業績は安定している。Aさんの父親は55歳で急逝したこともあり、Aさんは、自身が死亡した場合の事業承継について不安を感じている。

X社は、会社設立時に、下記＜資料1＞の生命保険に加入しているが、Aさんは、自身が死亡した場合の事業承継対策や退職金準備として、生命保険の見直しが必要であると考えている。そこで、Aさんは懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料1＞ X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	:	定期保険特約付終身保険（その他の特約付加なし）
契約年月日	:	平成11年10月1日
契約形態	:	契約者（＝保険料負担者）・死亡保険金受取人＝X社 被保険者＝Aさん
終身保険の保険金額（保険料払込満了年齢）	:	10,000千円（80歳）
定期保険特約の保険金額（特約保障期間）	:	40,000千円（10年更新）
年払保険料	:	終身保険部分230千円，定期保険特約部分150千円
70歳時の解約返戻金額	:	7,000千円

＜資料2＞ Mさんが提案した生命保険の契約内容

保険の種類	:	5年ごと利差配当付定期保険（特約付加なし）
契約者・死亡保険金受取人	:	X社
被保険者	:	Aさん
保険期間・保険料払込期間	:	99歳満了
死亡保険金額	:	100,000千円
年払保険料	:	2,300千円
70歳時の解約返戻金額	:	50,000千円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが70歳で勇退し、X社がAさんに役員退職金を45,000千円支給するとした場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を求めなさい。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）は35年5カ月で、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。計算過程を示し、答は千円単位とすること。

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、設例の<資料1>の生命保険を払済終身保険に変更し、新たな保険契約に加入する方法について説明した。X社が現在加入している生命保険を払済終身保険に変更した場合のX社の経理処理（仕訳）について、下記<条件>を基に、空欄～に入る最も適切な語句または数値を答えなさい。なお、空欄は下記の語句群の中から選ぶこと。

<条件>

- ・払済終身保険変更時までX社が支払った保険料は、終身保険部分2,530千円、定期保険特約部分1,650千円である。
- ・払済終身保険変更時の解約返戻金相当額は、2,000千円である。
- ・上記以外の事項については考慮しないものとする。

<払済終身保険変更時の経理処理（仕訳）>

借 方	貸 方
保険料積立金 ()千円	保険料積立金 ()千円
() ()千円	

語句群

前払保険料	雑収入	解約返戻金相当額	未収入金	雑損失	前受金
-------	-----	----------	------	-----	-----

《問9》 Mさんが提案した設例の<資料2>の生命保険に関する次の記述～について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

当該生命保険は、保険期間開始のときから当該保険期間の6割に相当する期間においては、支払保険料の2分の1を損金の額に算入するが、保険期間開始時から6割に相当する期間経過後は、支払保険料の全額を資産に計上する。

当該生命保険の死亡保険金は、Aさんの遺族に支給する死亡退職金や弔慰金の原資となるだけでなく、Aさんの死亡による自社株の分散を防止するための買取資金として活用することもできる。

当該生命保険には満期保険金はないが、Aさんの勇退時期と解約返戻金の返戻率の高い時期を合わせることにより、中途解約時の解約返戻金を勇退時の退職金の原資とすることができる。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（43歳）は、小売業を営む個人事業主であり、Aさんの平成21年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。なお、消費税等は考慮する必要はない。

< Aさんの平成21年分の収入等に関する資料 >

小売業に係る事業収支の状況（単位：千円）

売 上 高	32,000
期首商品棚卸高	1,000
当期商品仕入高	19,000
期末商品棚卸高	1,200
給 与 手 当	6,700
交 通 費	600
消 耗 品 費	600
交 際 費	400
租 税 公 課	400
減 価 償 却 費	900

Aさんの確定申告書は、白色申告である。
給与手当のなかには、Aさんの親族に支払ったものはなく、Aさんの親族で事業に専従する者はいない。

交際費のなかには、家族だけの食事代100千円（業務上必要とは認められない）が含まれている。
租税公課のなかには、自宅部分の固定資産税100千円（自宅は事業の用に供していない）が含まれている。

上記～以外に、経費性に疑問のある支出はない。

上記以外の条件は、考慮する必要はない。

《問10》 青色申告制度に関する以下の文章の空欄～に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選びなさい。

Aさんは、現在、青色申告の適用を受けていないが、この適用を受けるためには、原則として青色申告の適用を受けようとする年の（ ）までに、青色申告承認申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

青色申告の承認を受けた後は、事業所得等に係る取引を正規の簿記の原則により記録し、その記帳に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付し、確定申告書を申告期限内に提出することで、青色申告特別控除として最高（ ）千円の控除を受けることができる。ただし、確定申告書を申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除の額は、最高（ ）千円となる。

語句群

100 200 380 550 650 1,030 2月15日 3月15日 3月31日

《問11》 Aさんの平成21年分の所得税額の計算に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

仮に、Aさんが当該事業の資金を定期預金として預け入れた場合、定期預金の利子はAさんの事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

仮に、Aさんが所有する事業用の車両(取得価額1,000千円)を売却し売却益が生じた場合、この売却益はAさんの事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

仮に、Aさんの妻が事業専従者としてAさんの事業に専従した場合、事業専従者控除として所定の金額を必要経費に算入することができる。

《問12》 Aさんの平成21年分の納付すべき所得税額を計算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、予定納税や源泉徴収税等は考慮しないものとし、Aさんの平成21年分の所得税に係る所得控除の額の合計額は、2,800千円とする。また、計算式にある「 」と「 」の部分は、問題の性質上明らかにできないためにそれぞれ金額を伏せてあるので、必要に応じて計算すること。

・売上総利益の金額

売上高32,000千円 - 売上原価()千円 = 千円

・事業所得の金額

 千円 - 売上原価以外の必要経費()千円 = ()千円

・課税総所得金額

()千円 - 2,800千円 = 千円

・申告納税額

 千円 × 税率 - 控除額 = ()千円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
超	以下	%	円
	1,950千円	5	-
1,950千円	~ 3,300千円	10	97,500
3,300千円	~ 6,950千円	20	427,500
6,950千円	~ 9,000千円	23	636,000
9,000千円	~ 18,000千円	33	1,536,000
18,000千円	~	40	2,796,000

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

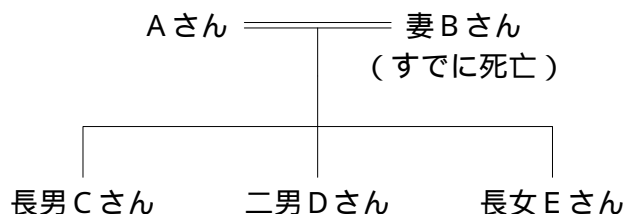
《設例》

X工業株式会社（以下、X社という）のオーナー社長であるAさん（70歳）は、現在、X社の取締役である長男Cさん（42歳）に事業を承継させようと考えている。

Aさんの推定相続人は、長男Cさん、商社に勤務する二男Dさん（40歳）、他県に嫁いでいる長女Eさん（37歳）の3人である。Aさんは、後継者である長男CさんにX社株式の全部を相続させる予定であるが、Aさんの保有財産の価額に占めるX社株式の価額の割合が高いため、長男Cさんと他の2人の子どもとの間で争いが起こるのではないかと心配している。

なお、Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >



< Aさんの保有財産等 >

現金および預貯金等	……	50,000千円
自宅（宅地）	………	25,000千円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額）
自宅（建物）	………	15,000千円（固定資産税評価額）
X社株式	………	240,000千円（相続税評価額）
死亡退職金	………	60,000千円
死亡保険金	………	20,000千円（契約者（＝保険料負担者）および被保険者はAさん，死亡保険金受取人は長男Cさん）

死亡退職金および死亡保険金は、Aさんが現時点で死亡した場合のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に係る遺言や遺留分に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を，下記の語句群のなかから選びなさい。

Aさんは，長男CさんにX社の事業を承継させるため，遺言により長男CさんにX社株式の全部を相続させようと考えている。民法上厳格な方式が定められている普通方式遺言のうち，Aさんは，証人（ ）人以上の立会いのもと，遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し，公証人がこれを筆記してAさんおよび証人に読み聞かせたのち，Aさんおよび証人が筆記の正確なことを承認した後，各自がこれに署名・捺印し，さらに公証人がこれらの方式に従って作成された旨を付記して署名・捺印するという方式の（ ）の作成を考えている。

仮に，Aさんの相続に係る遺留分算定の基礎となる財産の価額を450,000千円とした場合，二男Dさんおよび長女Eさんの遺留分の金額は，それぞれ（ ）千円である。Aさんについて，相続が開始し，遺言に従って長男CさんがX社株式や自宅（宅地および建物）など，相続財産の大部分を取得すれば，二男Dさんおよび長女Eさんの遺留分は侵害される可能性がある。

遺留分が侵害された場合，遺留分権利者である二男Dさんおよび長女Eさんは，Aさんの相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から（ ）年以内に遺留分減殺請求権を行使することにより，遺留分を保全することができる。

語句群							
1	2	3	5	75,000	112,500	150,000	自筆証書遺言
公正証書遺言		秘密証書遺言					

《問14》 Aさんの相続に係る相続税の申告や納税に関する次の記述 ~ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」による民法の特例の適用に係る所定の要件を満たせば，後継者である長男CさんがAさんからの贈与等により取得したX社株式の価額を遺留分算定基礎財産から除外することができる。

契約者（＝保険料負担者）および被保険者をAさん，死亡保険金受取人を長男Cさんとする終身保険の死亡保険金は，原則として，Aさんの相続に係る遺留分算定基礎財産に算入される。

納付税額が1,000千円超で 納期限までに金銭で納付することを困難とする事由がある場合，一定の手続により相続税額のすべてを延納することができる。

《問15》 仮に，Aさんが現時点で死亡したとする。Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ～ に入る数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は 千円で示してある。

現金および預貯金等	50,000千円
自宅（宅地および建物）	40,000千円
X社株式	240,000千円
死亡退職金	60,000千円
死亡退職金の非課税金額	()千円
死亡保険金	20,000千円
死亡保険金の非課税金額	()千円
(a) 相続税の課税価格の合計額	千円
(b) 遺産に係る基礎控除額	()千円
課税遺産総額 (a - b)	千円
相続税の総額 (c)	()千円

< 相続税の速算表 >

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	-
10,000千円超 30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超 50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超 100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超 300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超	50%	47,000千円